

議案第 13 号

松阪市戸別合併処理浄化槽整備事業及び松阪市農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備について

松阪市戸別合併処理浄化槽整備事業及び松阪市農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市戸別合併処理浄化槽整備事業及び松阪市農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例
(松阪市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 松阪市行政手続条例（平成 17 年松阪市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「松阪市水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を「松阪市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

(松阪市特別会計条例の一部改正)

第 2 条 松阪市特別会計条例（平成 17 年松阪市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とする。

(松阪市公共浄化槽基金条例の一部改正)

第 3 条 松阪市公共浄化槽基金条例（平成 17 年松阪市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「松阪市戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算」を「松阪市公共浄化槽事業に係る企業会計の予算」に改める。

第 4 条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第 7 条及び第 8 条中「市長」を「管理者」に改める。

(松阪市公共浄化槽減債基金条例の一部改正)

第 4 条 松阪市公共浄化槽減債基金条例（平成 17 年松阪市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「松阪市戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算」を「松阪市公共浄化槽事業に係る企業会計の予算」に改める。

第 6 条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め

る。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

(松阪市公共浄化槽の整備に関する条例の一部改正)

第5条 松阪市公共浄化槽の整備に関する条例(平成17年松阪市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条第1項から第3項まで、第5条、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第1項、第10条、第12条並びに第14条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

(松阪市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第6条 松阪市農業集落排水処理施設条例(平成17年松阪市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第7条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「上下水道事業」を削る。

第10条、第11条、第12条第1項及び第3項、第13条第2項ただし書、第15条、第16条第1項、第17条並びに第18条中「市長」を「管理者」に改める。

(松阪市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第7条 松阪市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年松阪市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に改める。

(松阪市水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 松阪市水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(平成17年松阪市条例第287号)の一部を次のように改正する。

題名中「公共」を削る。

第1条第2項中「公共下水道事業」を「下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共浄化槽事業を言う。以下同じ。)」に改める。

第2条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第3条第1項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第4項中「公共下水道事業」を「下水道事業のうち公共下水道事業」に改め、同条に次の2項を加える。

5 下水道事業のうち農業集落排水事業の処理区域は、松阪市農業集落排水処理施

設条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 190 号）に規定する区域とする。

6 下水道事業のうち公共浄化槽事業の処理促進区域は、松阪市公共浄化槽の整備に関する条例（平成 17 年 1 月 1 日条例第 151 号）に規定する区域とする。

第 6 条並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。